令和2年6月23日

各位

アイシン健康保険組合

傷病手当金請求書の改定について

平素は健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　傷病手当金請求書の様式が一部改訂されました。

≪変更点≫

　・「療養担当者（医師）が意見を記入するところ」の様式が一部改訂され、

「通院指導」及び「投薬」について具体的に詳しく記入するようになりました。

　傷病手当金は「療養のため労務不能」であることが健康保険組合によって確認できない場合には、支給されません。従って、通院指導があるにも関わらず通院出来ない事情がある場合には、電話・メール・FAX等の手段で医療機関にご連絡頂き、療養担当者（医師）が症状及び経過の確認ができるようにしてください。

以上